

投資信託説明書(交付目論見書)

新興国連続増配成長株オープン

追加型投信/海外/株式

使用開始日 2016年9月8日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|---------------------|------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 株式 | その他資産(投資信託証券(株式一般)) | 年4回 | エマージング | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:15,047億円

(資本金、純資産総額は2016年6月末現在)

照会先

[フリーダイヤル]

0120-048-214

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>



〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

●この目論見書により行う新興国連続増配成長株オープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月7日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成28年9月8日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

ファンドの目的・特色

〈ファンドの目的〉

投資信託証券への投資を通じて、実質的に新興国の株式（DR（預託証券）*を含みます。）に投資を行い、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

*DR（預託証券）とは、自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

〈ファンドの特色〉

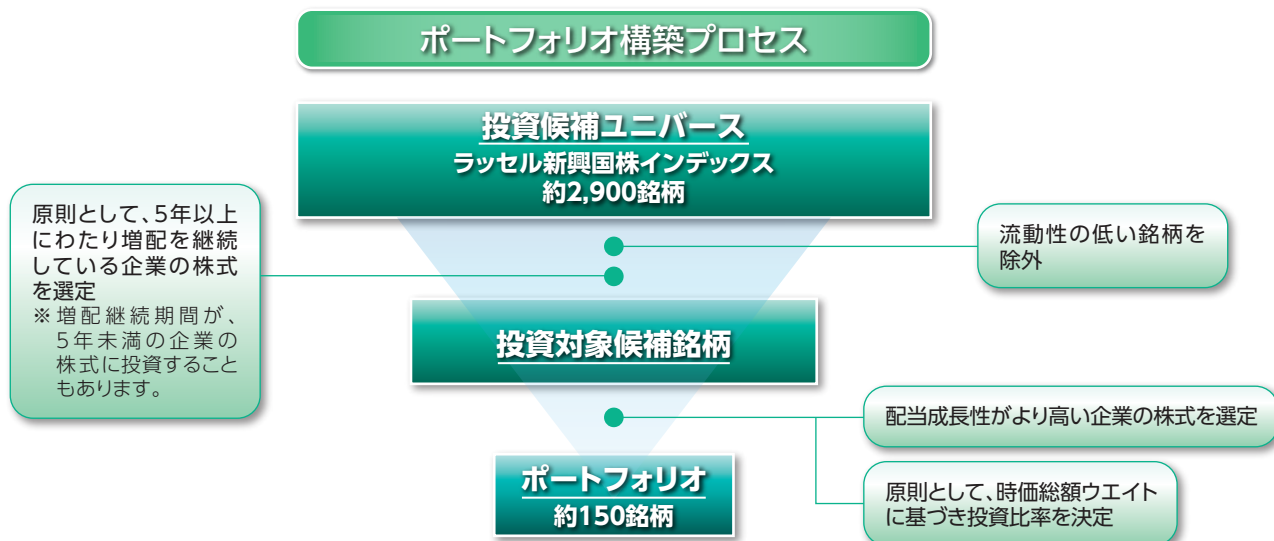
- 主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行います。
- 投資にあたっては、新興国*の株式のうち、一定期間にわたって連続増配している企業の中から、成長性の高い銘柄を選定します。

*新興国とは、ラッセル新興国株インデックスの構成国・地域とします。ラッセル新興国株インデックスは、ラッセル・グローバル株インデックスを構成するサブ・インデックスの一つであり、約2,900銘柄で構成されています。（2016年6月末現在）

2016年6月末現在の投資対象国・地域

中国、韓国、インド、台湾、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、トルコ、UAE（アラブ首長国連邦）、南アフリカ、メキシコ、コロンビア、ペルー、ブラジル、チリ、ギリシヤ

*投資対象国・地域は、原則として年1回見直されます。上記すべての国・地域に投資するとは限りません。



※上記は投資対象とする新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）が投資するラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンドのポートフォリオ構築プロセスです。

※銘柄入替は、原則年1回とします。

※ポートフォリオの銘柄数は、連続増配企業が少ない場合、当初設定日直後、組入銘柄を入替える期間、投資先企業の破綻、上場廃止、合併等があった場合等には、150銘柄を下回ることがあります。また、組入銘柄を入替える期間には上回ることもあります。

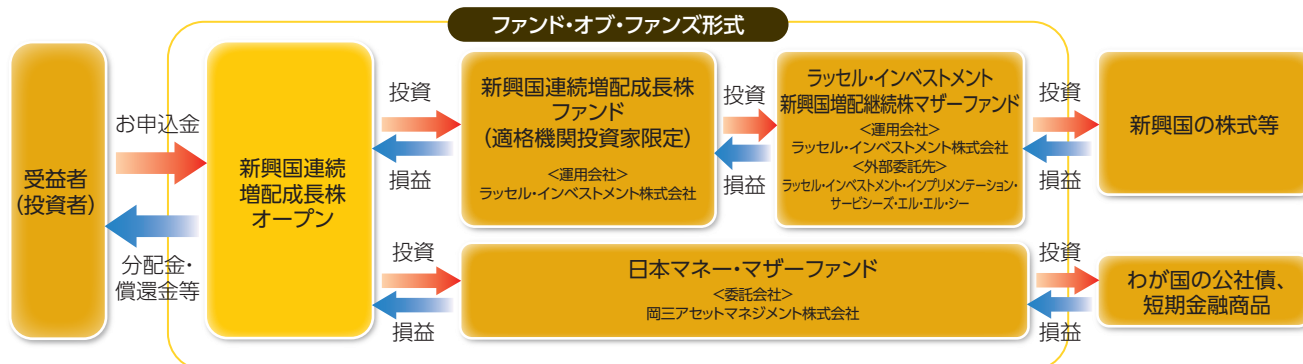
※ポートフォリオ構築プロセスおよび銘柄数は、変更になる場合があります。

※ファンドは、ラッセル新興国株インデックスとの連動を目指すファンドではありません。

ラッセル・インデックスに関連するトレードマーク、サービスマークおよび著作権は、ロンドン証券取引所グループに属する会社に帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。また、インデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

ファンドの目的・特色

- 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。
 - ・新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）
 - ・日本マネー・マザーファンド



- 新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ※ファンドは実質的に新興国の株式に投資しますので、投資対象国の通貨の為替変動リスクがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

年4回、3月、6月、9月および12月の各月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、ファンドに帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

投資信託証券の概要

| 新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定) | |
|---------------------------|--|
| 運用会社 | ラッセル・インベストメント株式会社 |
| 投資対象 | ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます。)の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。 ・当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)の発生を含む市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。 <p>※「ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド」の運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに委託します。</p> |
| 信託報酬 | <p>純資産総額に対して年率0.648%(税抜 0.60%)</p> <p>※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。</p> |
| その他の費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・マザーファンドの解約に際しては、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。 ・ファンド監査費用 <p>純資産総額に対し年率0.0108%(税抜 0.01%) (ただし、年1,080,000円(税抜1,000,000円)を上限とします。)</p> |

ラッセル・インベストメント株式会社はラッセル・インベストメント グループの一員であり、日本における拠点です。

同グループは、米国ワシントン州シアトルを本拠地として、年金、金融機関および個人投資家など世界中の様々な投資家の皆様を対象に、総合的な資産運用サービスを提供しています。運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っています。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、同グループの一員としてモデルに基づく運用などを行っています。

ファンドの目的・特色

| 日本マネー・マザーファンド | |
|---------------|--|
| 委託会社 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none">・わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。・邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、新興国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

主な変動要因

● 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

● カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

● 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

その他の変動要因

信用リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〈リスクの管理体制〉

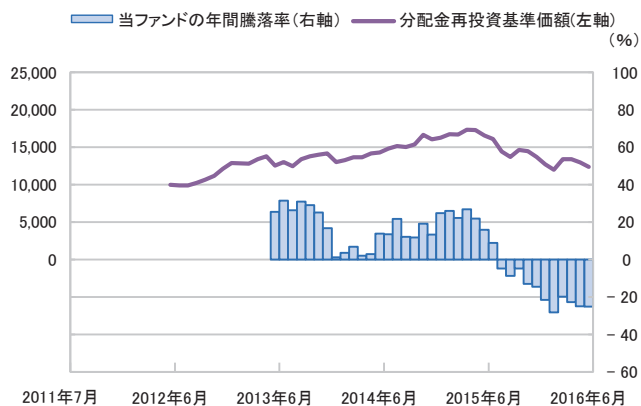
委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2011年7月末～2016年6月末

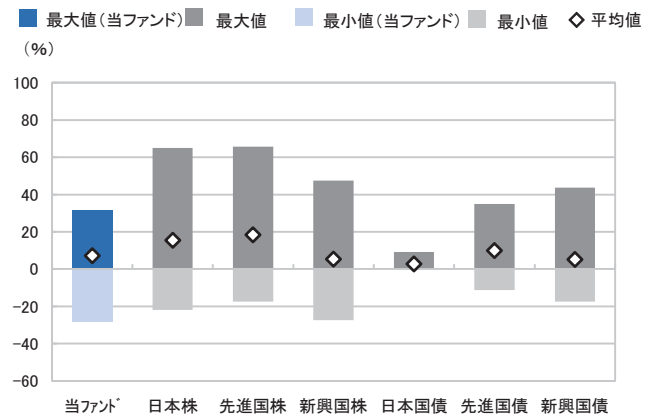


*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2013年6月から2016年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2011年7月末～2016年6月末



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | 31.5 | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 9.3 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値 | △28.2 | △22.0 | △17.5 | △27.4 | 0.4 | △11.2 | △17.4 |
| 平均値 | 7.2 | 15.5 | 18.4 | 5.4 | 2.7 | 10.0 | 5.2 |

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2011年7月から2016年6月の5年間(当ファンドは2013年6月から2016年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

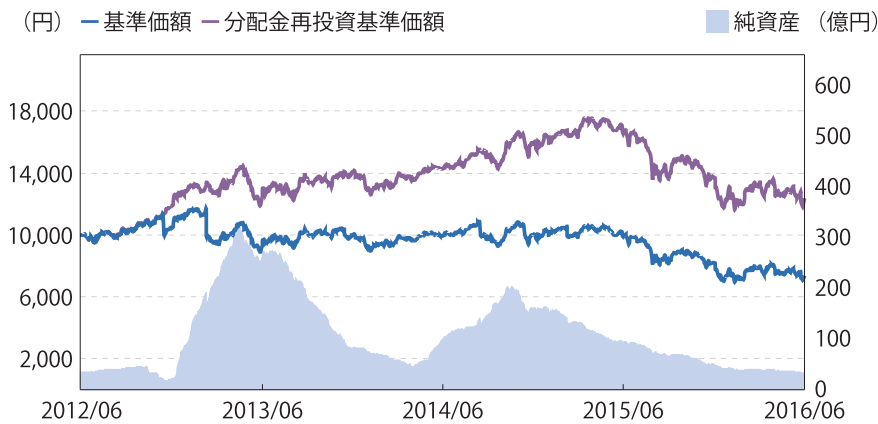
シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

2016年6月30日現在

基準価額・純資産の推移(2012年6月29日～2016年6月30日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配金の推移

| | |
|----------|--------|
| 2016年6月 | 0円 |
| 2016年3月 | 0円 |
| 2015年12月 | 0円 |
| 2015年9月 | 0円 |
| 2015年6月 | 100円 |
| 設定来累計 | 5,450円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主な資産の状況

組入ファンド

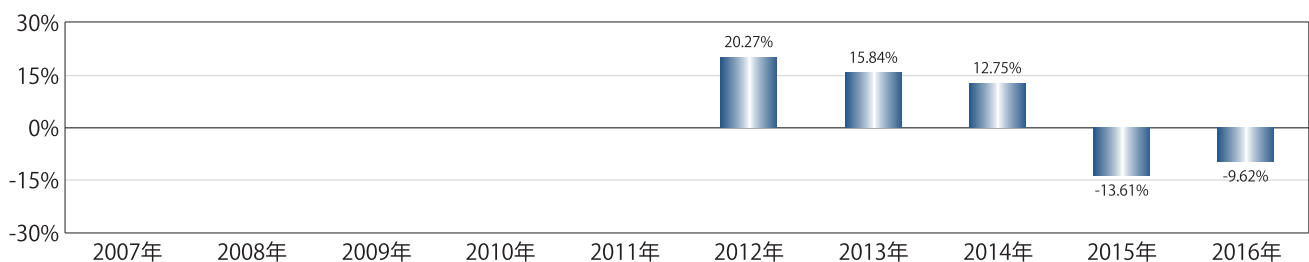
| ファンド名 | 純資産比率 |
|---------------------------|--------|
| 新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定) | 95.39% |
| 日本マネー・マザーファンド | 0.30% |

組入上位銘柄(ラッセル新興国増配継続株マザーファンド)

| 銘柄名 | 国/地域 | 業種(セクター) | 純資産比率 |
|-----------------------------|-------|------------|-------|
| TENCENT HOLDINGS LTD | 中国 | 情報技術 | 4.56% |
| NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S | ロシア | エネルギー | 4.47% |
| RELIANCE INDUSTRIES LTD | インド | エネルギー | 4.46% |
| HYUNDAI MOTOR CO | 韓国 | 一般消費財・サービス | 4.31% |
| MTN GROUP LTD | 南アフリカ | 電気通信サービス | 4.00% |
| HYUNDAI MOBIS CO LTD | 韓国 | 一般消費財・サービス | 3.90% |
| STANDARD BANK GROUP LTD | 南アフリカ | 金融 | 3.01% |
| FIRSTRAND LTD | 南アフリカ | 金融 | 2.91% |
| HINDUSTAN UNILEVER LTD | インド | 生活必需品 | 2.58% |
| KIA MOTORS CORP | 韓国 | 一般消費財・サービス | 2.57% |

※比率は新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定)が投資対象とするラッセル新興国増配継続株マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※国/地域はラッセル新興国株インデックスの分類です。
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。
 ※ラッセル・インベストメント株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。
 ※2016年9月3日にファンドの名称が、ラッセル新興国増配継続株マザーファンドはラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンドへ変更されております。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2012年はファンドの設定日から年末まで、2016年は6月末までの騰落率を示しています。
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。 |
| 購入の申込期間 | 平成28年9月8日から平成29年9月8日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。 |
| 換金制限 | ありません。 |
| 購入・換金申込不可日 | 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所の休業日の前営業日 ・ロンドンの取引所の休業日の前営業日 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 平成34年6月9日まで（平成24年6月29日設定） ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。 |
| 繰上償還 | 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 毎年3月、6月、9月、12月の各月10日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 |
| 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.okasan-am.jp |
| 運用報告書 | 6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 |

〈ファンドの費用・税金〉

ファンドの費用

| ● 投資者が直接的に負担する費用 | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|--|
| 購入時手数料 | 購入金額(購入価額 × 購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.78% (税抜3.5%) です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。 | | ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 |
| 信託財産留保額 | 1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.30% | | |
| ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | 純資産総額 × 年率1.134% (税抜1.05%) | |
| | | 配 | (委託会社) 年率0.40% (税抜) 委託した資金の運用の対価です。 |
| | | 分 | (販売会社) 年率0.60% (税抜) 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| | (受託会社) 年率0.05% (税抜) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | 新興国連続増配成長株ファンド (適格機関投資家限定) 純資産総額 × 年率0.648% (税抜0.60%) | | |
| 実質的な負担 | 純資産総額 × 年率1.782% (税抜1.65%) 程度 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は日安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。 | | |
| その他費用・手数料 | 監査費用: 純資産総額 × 年率0.01296% (税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただけます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等を間接的にご負担いただけます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 | | |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

税金

・税金は表に記載の時期に徴収されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成28年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈メモ〉

〈メモ〉

〈メモ〉

〈メモ〉

〈メモ〉

 **岡三アセットマネジメント**